

有明アリーナ管理運営事業 官民対話の実施要領

平成30年8月

(平成30年10月修正)

東京都

1 実施要領の位置付け

この要領は、平成 30 年 7 月 11 日に公表した有明アリーナ管理運営事業提案募集要項(以下「募集要項」という。)
「第 6 4 官民対話の実施」に基づき実施する、都と希望者との官民対話について定めるものである。本要領に基づき実施した対話の結果は募集要項等と一体をなすものとする。

なお、本事業の詳細については以下のウェブサイトを参照のこと。

- ・東京都オリンピック・パラリンピック準備局 有明アリーナの管理運営

http://www.2020games.metro.tokyo.jp/taikai/kaijyunbi/taikai/kaijyou/kaijyou_07/ariakearena_kanri/index.html

2 目的

応募者等が本事業の趣旨及び都の要求水準書等の意図を理解し、自らの創意工夫を発揮した提案を検討できるよう、都と希望する応募者等による対話を実施する。官民対話は、十分な意思疎通の機会を確保するため、参加表明書の提出期限までの期間に 2 回実施することを予定している。なお、本実施要領において定義されていない用語については、募集要項「(用語の定義)」と同様とする。

3 参加要件

- ・募集要項「第 4 2(1) 応募者、構成員及び協力会社に共通の参加資格要件」に定める要件を満たすこと。
- ・応募グループによる応募を予定している者は、可能な限り応募する際の体制で参加すること。
- ・応募グループの全ての構成員等の参加を義務付けるものではないが、代表企業は必ず参加すること。
- ・参加人数は 10 名以内とすること。

4 スケジュール(予定)

日程	内容(※)	
平成 30 年 8 月 31 日	官民対話の実施要領の公表	
平成 30 年 9 月 10 日～9 月 14 日	官民対話①の申込受付・議題受付	●
平成 30 年 9 月 18 日～9 月 21 日	官民対話①の日程通知	
平成 30 年 10 月 3 日～10 月 10 日	官民対話①	●
官民対話①実施日から 2 開庁日以内	官民対話①の結果提出	●
平成 30 年 10 月 31 日	官民対話①の内容に対する回答 官民対話②の開催案内	
平成 30 年 11 月 5 日～11 月 9 日	官民対話②の申込受付・議題受付	●

平成 30 年 11 月 12 日～11 月 15 日	官民対話②の日程通知	
平成 30 年 11 月 19 日～11 月 26 日	官民対話②	●
官民対話②実施日から2 開庁日以内	官民対話②の結果提出	●
平成 30 年 12 月中旬	官民対話②の内容に対する回答	
	対話結果の公表	

(※)スケジュールのうち、応募者等が対応する内容について、●印をつけている。

5 第 1 回官民対話

(1) 申込手続

ア 申込方法

官民対話への参加を希望する者は、以下の書類を直接持参又は郵送にて提出すること。

なお、申込みは応募者又は応募グループの代表企業が行うこと。

- ・官民対話参加申込書(募集要項様式 4-1)
- ・秘密保持誓約書(募集要項様式 4-3)*

※守秘義務対象資料の交付申込時に提出している場合は提出不要

また、併せて、下記の書類を応募者又は応募グループの代表企業が電子メールで提出すること。なお、件名は、【(企業名等)有明アリーナ管理運営事業官民対話参加申込】とすること。

- ・官民対話の議題(募集要項様式 4-1-1)

イ 受付期間

平成 30 年 9 月 10 日(月曜日)から平成 30 年 9 月 14 日(金曜日)午後 5 時まで(必着)

ウ 持参又は郵送提出先

東京都財務局経理部契約第二課

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都第一本庁舎 15 階

電話 03-5388-2637(ダイヤルイン)

エ 電子メール提出先

東京都オリンピック・パラリンピック準備局総務部総務課

S9000140@section.metro.tokyo.jp

(2) 実施日時及び場所

平成 30 年 10 月 3 日(水曜日)から 10 月 10 日(水曜日)までの都が指定する日時に実施し、官民対話の時間(入室から退室まで)は、1 グループ当たり最大 1 時間とする。

実施時間及び会場は、資格を満たすことが確認された応募者又は応募グループの代表企業に対し、平成 30 年 9 月 18 日(火曜日)から 9 月 21 日(金曜日)までの間に別途通知する。

(3) 実施方法

- ア 官民対話に参加する応募者等の担当者は、当日名刺を持参し、窓口の担当者(オリンピック・パラリンピック準備局総務部総務課)に渡すこと。
- イ 官民対話は、対面・口頭による意見交換を原則とするが、相互の意思疎通を円滑に行うため、参加者が官民対話の場で、図や資料等を書面で提示することを認める。その場合は、発注者分の資料を17部持参し、集合場所にて窓口の担当者に渡すこと(応募者等分の資料は、必要部数を適宜用意すること)。なお、パソコン、プロジェクター等を用いた説明は認めない。
- ウ 対話中は、応募者等の企業名等が特定できるような表現及び対応はしないこと(企業名等の記載された資料については、配布を認めない)。
- エ 募集要項様式4-1-1により提出された議題であっても、制限時間内に質疑が行われなかったものについては、原則回答を行わない。また、募集要項様式4-1-1により提出された議題以外の質疑を行うことを妨げない。なお、回答に確認を要するものについては、後日の回答とする場合がある。
- オ 応募者等は、官民対話実施日から2開庁日以内に、募集要項様式4-1-2に官民対話で実施した全ての内容及び確認結果について敬体で記録し、「5(1)エ 電子メール提出先」に提出すること。なお、件名は、【(企業名等)有明アリーナ管理運営事業官民対話結果】とすること。期限内に提出がない場合は、官民対話で実施した内容は募集要項等と一体としないこととする。都は、提出された記録を官民対話の結果公表に使用する。また、結果の作成に当たり、都及び応募者等の認識を統一化するため、提出された記録の内容に関して問合せ等を行うことがある。
- カ 特別な理由がない限り、官民対話中の入退室、携帯電話等の通信機器及びカメラ等の記録媒体の使用は認めない。ただし、官民対話記録を作成する目的で使用する場合に限り、レコーダーの使用は認める。

(4) 留意事項

- ア 官民対話への参加は義務とするものではなく、官民対話への参加の有無は、候補者を選定する際の審査に影響しない。
- イ 口頭での対話内容に関わらず、制限時間内に行った全ての質疑に対する正式な回答は、10月31日(水曜日)に応募者又は応募グループの代表企業に示す予定である。なお、この正式な回答に対して質問等がある場合は、第2回官民対話で受け付けることとする。
- ウ 原則、イで回答した全ての官民対話の実施結果は、都の本事業のウェブサイト平成30年12月中旬に公表する予定である。ただし、応募者等の提案内容に関わるものや、特殊な技術、ノウハウ等に関わり、権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると都が判断したものについては、非公表とする場合がある。なお、守秘義務対象資料に関する

質問の回答については、守秘義務対象資料と同様の方法で示す。

- エ 官民対話には、本事業に係るアドバイザー契約を締結した企業の担当者が同席する。
- オ 同一回の官民対話において、同一の担当者が、複数回対話に参加することは認めない。

6 第2回官民対話

第2回官民対話については、第1回官民対話に参加した応募者等のうち希望する者で行う。

申込手続及び実施方法等は、「5 第1回官民対話」に準ずること。スケジュール等は以下を予定しているが、詳細については第1回の対話に参加のあった応募者又は応募グループの代表企業に対し、平成30年10月31日(水曜日)を目途に別途通知する。

(1) 受付期間

平成30年11月5日(月曜日)から平成30年11月9日(金曜日)午後5時まで(必着)

(2) 実施日時及び場所

平成30年11月19日(月曜日)から11月26日(月曜日)までの都が指定する日時に実施し、官民対話の時間(入室から退室まで)は、1グループ当たり最大1時間とする。

実施時間及び会場は、参加要件を満たすことが確認された応募者又は応募グループの代表企業に対し、平成30年11月12日(月曜日)から11月15日(木曜日)までの間に別途通知する。

以上